

京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第12条 部局の長は、前条の調査の状況を適切に把握して担当理事及び関係する学系等の長に報告し、担当理事及び関係する学系等の長と連携して速やかに調査を終了させるよう努めなければならない。</p> <p>2 部局又は学系等の長は、前項の調査の結果を踏まえて、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局又は学系等の長は、当該ハラスメントに起因する問題の内容が深刻である等の理由により、必要と認めるときは、相談者に対する緊急の保護措置を講じるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第12条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 <u>担当理事は、第1項の報告又は第2項の措置について確認を行い、必要と認めるときは、当該部局の長に対し、再検討を勧告することができる。</u></p> <p>附 則 (令和6年達示第68号) この規程は、令和6年10月29日から施行する。</p>